

すべての人に開かれた愛の道

——『現代世界憲章』の成立過程における
キリスト教的な愛の考察(3)——

浜 口 吉 隆

III. 議案 XIII：アリッチャ草案作成まで

チューリッヒ考案⁽¹⁾が教皇パウロ6世によって認可(1964年7月3日)されてのち、約一ヶ月後に教皇は最初の回勅『エクレシウム・スアム』(Ecclesiam suam)⁽²⁾を發布し(8月6日)、公会議が臨むべき基本姿勢——世界との対話——を表明された。また、『議案 XIII』を取扱っている委員会は、その後もこの議案の目的や内容について論議を続けていた。現代世界における教会の使命を自覚し、この議案を重視する神学者たちの意見も委員会に寄せられたり、文書で公けにされてきた。公会議教父たちも第三会期(1964年9月14日～11月21日)を待たずに見解を明らかにする者もいたが、10月20日になってはじめて『議案 XIII』が公会議場での公開討論の議題になり、新しい展開を見せるのである。その後、この議案の目的と基本的な考えを認めながらも新しい草案の作成が要望され、再検討されて修正されるべきことが決定された。

我々はいま、その新しい草案が作成されるまでの過程を労を厭わずに見てゆくことにする。まず、教皇パウロ6世の方針に触れ1)、次にチューリッヒ草案を再検討してゆく基本的な考えをながめ2)、またこの草案に対する神学者たちの見解3)、および公会議教父たちの見解を見て4)、最後に新しい草案の作成過程を一瞥しておこう5)。

1) 教皇パウロ 6 世の方針

教皇パウロ 6 世は第二会期の閉会演説⁽³⁾ (1963 年 12 月 4 日) で、教会がその起源と本来あるべき姿を自覚し、新しい認識のもとにすべてをキリストに方向づけると共に、教会が現代に適した方法で真理と救いのメッセージを告げるために刷新されつつあることを喜び、期待していた。その後、教皇はいわゆる対話の回勅『エクレジウム・スアム』を發布して、ご自身の基本姿勢を明らかにされた。

(1) 対話の姿勢

教皇によれば、教会がキリストの望まれる姿に、また世界のなかに生きる教会として自己刷新してゆくことは一つの回心である。彼はそのための基本の方針として、世界に関心をもってキリストが示された貧しさの精神と信仰に根ざした愛の精神を提唱する。しかし教皇は決して公会議で取り扱う議題を先取りしないで、ただ福音の光に照らして教会全体を世界との関わりの中になかに位置づけるために、世界または人類との対話の姿勢を打ち出されたのである。キリスト者は世の中に生きながら、世のものではない(ヨハ 17, 15-16) という主イエズスのことばのうち、世との一致と区別を明確にしつつ、福音を伝えるという使命を果さなければならない。公会議では今日の具体的な問題にどのように対峙してゆくかを検討するであろうが、先ず話し合う——対話の心構えをつくるように訴えている。

「世界を回心させる前にまず、それどころか、それを回心させるためにこれに近づいて話さなければならない。⁽⁴⁾」こうして、教皇は神と人間との対話および教会と世界との対話を呼びかけている。⁽⁵⁾ 神と人間との対話こそ宗教の本質であって、旧約時代にも神がイニシアティブをとってその民に語りかけられ、新約時代にはキリストを通して語りつづけられており、人間がそれに応答してゆくところに救いの歴史が展開される。このように神

はすべての人の救いを望まれ、「救いの対話」を続けられるが、教会はその対話を教会活動の生命である祈りと典礼のなかで行っている。この神との対話のなかから教会と世界との対話は生まれなければならない。教皇によれば、教会はすべての善意の人々と話し合う用意があり、「誰も教会の心には他人ではない」として、次の4つのレベルでの対話を呼びかけている。まず、人間であるというレベルで全人類に共通する人間本性に根ざし、神を否定する無神論者との対話も必要である。次に神を信じている人々、第三に「分かれている兄弟」であるすべてのキリスト者とのエキュメニカルな話し合い、そして第四にカトリック教会内での相互の対話がキリストの一つの体としての共同体に成長するために求められる。

(2) 全人類家族の益のために

以上のような対話の姿勢に基づいて、教皇は第三会期の開会演説⁽⁶⁾ (1964年9月14日)では、教会の現存が全人類家族の益のためであることを確認する。そのために公会議は教会の一致とその普遍性また霊性を教会の使徒的伝承性のうちに見出すように努めている。教会のうちに現存し働いている聖霊は、使徒職を通じてキリストの贖いのみわざを継続している。第三会期では「教会とはなにか」を問いつつ、特に司教職の本質と職務を教会の本質と使命のうちに明らかにしようとしている。教会がキリストと人間社会の仲介をよりよくなしうるために、教会一致の回復を絶えず切望してゆかなければならない。

以上のような教皇の方針はすでに第二会期の開会演説の基本的考えにも含まれていたが、⁽⁷⁾ いま公会議全体を、更には教会全体を対話の方向に向かわせるように公会議教父たちに期待しているのである。

2) チューリッヒ草案の再検討

チューリッヒ草案は議案として認められたものの、まだ多くの神学的な

課題や具体的な形式、内容に関する論議が続いており、委員会で再検討がなされていた。

a) 1964年9月10日から12日に開催された中央小委員会では、教皇ヨハネ23世の『パーチェム・イン・テリス』や教皇パウロ6世の『エクレジウム・スアム』の考えに沿って議案を作成してゆくために、次のような諸点が提示されている。⁽⁸⁾

- ① 議案の目的と表題⁽⁹⁾をより明確にすること。
- ② 「世界」の概念を聖書のなかに見られる諸々の意味をも考慮して定義すること。
- ③ 「時のしるし」に関してあまりにも西洋的過ぎるので、他の地域からの司教たち、また専門家の協力を求めること。
- ④ 「自然」と「超自然」との区別と関連を認めて、地上の諸現実の神学的な基礎づけを行うこと。
- ⑤ 地上の都の建設のために、教会のヒエラルヒーに属する人々と信徒の役割と貢献を明確にすること。
- ⑥ キリスト教的人間論の発展と罪と十字架の神学をより強調すること。
- ⑦ 今日の世界の変化を判断するために、歴史的発展の観念を示すこと。

b) また、9月12日開催の神学小委員会では次のような基本的な提案がなされた。

(i) 先ず、議案全体にわたって次の諸概念の区別を明確にする必要がある。⁽¹⁰⁾ ①啓示された宗教的秩序と世界の秩序。②全てを支配される神と復活されたキリストとただ救いに仕える教会。③共同体としての教会の任務とキリスト者個人の任務。④神によって創造されキリストによって贖われた世界とまだ悪のしるしの下にありながら救われるべき世界。⑤現世の価値と世界および人間存在に基本的な諸問題。⑥人間社会の直接的目的と終末論的な目的などである。

(ii) 更に、議案は次の諸点を説明しなければならない。⁽¹¹⁾

- ① まだ教会に属していない人々は、救いや恩恵の助けから除外されてい

るのではない。人間の状態はキリストによる贖いによって、存在論的にも倫理的にも変えられうる。

- ② この存在論的秩序は現世の時間的秩序の働きの価値を破壊せず、軽減せず、かえって希望のうちに増強する。
- ③ 現世の時間的秩序においても宗教的秩序においても、教会も地上の旅の途上にあることを考慮して、「発展」のアイデアを提示する必要がある。しかし、発展がつねに良いものであるとは限らず、つねに罪の下に危険にさらされていることも忘れてはならない。
- ④ 教会はその超越的な秩序を忘れてはならないが、時間的秩序につねにもっと注意を払うべきである。
- ⑤ 『教会について』の議案の考えに従って、キリストへの準備とキリストにおける完成との相違はあっても、その継続性における救いの営みの統一性を示すべきである。
- ⑥ 最後に、自然と超自然との区別と連続性を示す必要がある。

以上のような委員会でのチューリッヒ草案の再検討は、議案の根底に据えようとする神学的な諸概念の整理と現代世界のなかにある教会の自覚および対話の姿勢を確立しようとする苦悩を示している。議案作成にあたって、どのように二つの秩序、つまり創造と救済また自然的秩序と超自然的秩序とを統合するかが委員たちの苦慮すべき点であった。

3) 神学者たちの見解

チューリッヒ草案が公けにされてのち、L. モール (Norren) 氏⁽¹²⁾ は信徒の立場から草案の第9条⁽¹³⁾ について意見を述べ、隣人に対する愛は現世的活動、殊に科学・技術的進歩をも含んでいると主張している。我々はこの草案に対して述べられた多くの見解のなかから、Y. M. コンガール (Congar), M. -D. シェニュー (Chenu), F. オータール (Houtart) そして E. スキレベークス (Schillebeeckx) の見解に注目しておきたい。

(1) Y. M. コンガール

Y. M. コンガールはすでに『議案 XVII』の初めから、この議案を重視し意見を明らかにしてきた。⁽¹⁴⁾ チューリッヒ草案に関して公会議教父たちに提出された諸批判⁽¹⁵⁾ のなかの次の見解は重要である、と思われる。

- ① 現代人は「歴史性」について非常に強い感覚意識をもっているのに、この草案にはまだ歴史的な視点が欠如している。
- ② 教会は地上の教会として、世界のなかにあり、また世界とともにある。従って、現世の諸現実注目しなければならない。
- ③ 人々は、教会が人間を信じることを宣言するのを期待している。すなわち聖書のなかで神はいつも我々のためにご自身について語り、また我々について語るのであるから、人間への健全な信頼が求められる。
- ④ 教会が諸々の出来事と歴史のなかに神の声を認知するのは、ただ愛の義務 (*devoir de charité*) によってのみではない。世界そのものがキリスト者に神のみ旨とそのみ国の準備という召命を明示している。我々は事物と人間自身についてよりよく知り、世の現実と社会とその発展を熟慮する必要がある。
- ⑤ また、教会だけが人々に教えるのではなく、新約聖書の観点からすれば、「神のことば」が教会と人々に教えるのである。「神のことば」が日常生活における人間の完全な召命を示唆しながら、その召命に応え、全うしうるように現世的な任務に駆り立てるのである。⁽¹⁶⁾
- ⑥ 最後に、「対話」は愛の道徳主義的観点から説きすすめられるよりも、むしろ、より存在論的な基礎づけ、つまり人間精神の本性として求められるべきである。草案の第 18 条や第 20 条の「人権」についても、国連の「世界人権宣言」や UNESCO のような機関をも考慮して、それをより発展させ基礎づける方向で述べられるべきである。

(2) M. - D. シェニュー

M. - D. シェニューは地上的な諸現実の価値のキリスト教的な意味について述べる時、⁽¹⁷⁾ 教会の宣教的特性を強調し、現代世界におけるキリスト者の福音的な現存が兄弟愛のうちに見出されると主張する。彼は教皇ヨハネ 23 世の「外に向って」(ad extra) の発言⁽¹⁸⁾ が教会外の現代世界を示していることを認め、そこに教会の主要な「宣教的な」特性を見ている。そして『パーチェム・イン・テリス』の考えを草案に取り入れるようにと求めながら、次の点を明らかにしている。

- ① 受肉されたみことばであるキリストは創造主であり、また救い主であって、人間がキリストを通して自分のうちに神の像 (imago Dei) を実現するように、歴史の過程で働いておられる。人間間の兄弟愛による世界の進展は、まさに神の国の土壌である。終末論的な完成はイエズスのことばのように (ヨハ 12, 32)、宇宙と歴史の全体をも含むのである。
- ② 創造と受肉の秘義の内的な論理によって、我々がいま、現代の経済的な発展を考えると、兄弟的なわざ、また正義と自由と平和の世界建設を目ざすのである。すなわち、兄弟愛は世界の構造と人間の共同体のなかに編り込まれるべきものである。従って発展の要請は人間の生存の物理的な基礎づけからはじめて、生命に必要な財を生産しつつ恒久的な連帯性を築くことでもある。
- ③ 愛は、現代世界に生きるキリスト者の福音的な現存のしるしである。教会はまさに世界のなかにある教会であって、すべての人間性に価値ある社会的また政治的秩序に対するキリスト者の積極的な態度が求められる。教会は、殊に信徒の役割を通じて、つまり世界におけるキリスト者の存在を通して、キリストの証しという宣教的使命を果しうるのである。なぜならば、信徒はただ単に聖職者が使徒職を果すための有益な補足であるのではなく、まさに信徒自身において教会共同体としてキリストの世における現存を示すのである。

(3) F. オータール

F. オータールは、『教会と世界』⁽¹⁹⁾ という書物のなかで、ヨハネ文書における「世」の概念の意味と歴史における教会と世界の関係の変遷を概観したのち、現代の状況理解に努めている。彼は現代の人間世界の諸分野での変化を認め、教会の現存の意味を問い、『議案XVII』⁽²⁰⁾ の意義を裏付けている。

(i) 技術社会と人間の責任。⁽²¹⁾ 今日の間人社会は技術文明によって特徴づけられている。また人間は文化的価値と進歩によって条件づけられており、人間はまさにその起源からして「文化的」(culturelle)である。文化・技術社会にあっては人間と自然との連関も変化し、人間はまさに「聖なるもの」を越えてゆく勢いである。こうして技術社会が「聖なるもの」から「世俗的なもの」へ移行しつつある今、人間の責任が問われる時である。このような社会で人間関係も多様化し、複雑化し、社会化してゆくとき、人間間の連帯性と責任が強く求められている。

(ii) 現代世界におけるキリストと教会の意味。F. オータールはこの技術社会にあって、キリストが誰であるか、また教会の現存の意味はなにかを問う。

① 教会が人間に告げ知らせるキリストは、世のいのちである人の子、すなわち「初めの者であり、死人のなかから最初に生まれたかた」——新しい人間——の原型 (prototype) である。また人間の善き牧者であり、神と人間との唯一の仲介者である。宇宙の中心に位置づけられるキリストは、また神との関係を新たに作る人間性のドラマの真只中にいるのである。宇宙の主、救いと贖いの源泉であるキリストは、人間の協力によってそのみわざを続けておられる。⁽²²⁾

② 教会は、世界のなかで下僕一奉仕者である。人間に関する神の偉大な計画の実現のための具体的な道具であって、神と人間との一致を志向する人間の歴史における神の計画のダイナミックな領域である。従って、教

会はこの変化する世界にあって超越性を証しし、世俗の進展と神の民の歴史の間にある関係のしるしである。キリストの証しとしての教会の使命は、人間の超越性への召命と人間の人格的な価値を守ることのうちに見出されなければならない。こうして神への奉仕と人間への奉仕は相互に結合されており、多様な次元で合理性が人間の生活に関わっている現在、変化や進歩の意味を人間性への意義から見極める必要がある、教会の普遍性は神の国に向かう、より大きな普遍性にかかれており、人類の進歩と一致への奉仕の使命を果してゆくのである⁽²³⁾

(iii) 『議案 XIII』への提言⁽²⁴⁾

F. オータールはこのようなキリストと教会および世界の現状理解に基づいて、『議案 XIII』では教会の使命を再認識するように求めている。世界における教会の使命は救いのわざにあるのであって、イエズス・キリストを信じる人間として生ける教会になり、世界との分離に終止符を打たなければならない。この議案は次のような諸点を含むものでなければならない。

- ① 創造についてのダイナミックな理解。神のみわざの秘義である創造が世界の歴史の発端として理解されるとき、それは発展を含んでおり、信じる人も信じない人もその創造のわざに参加している。
- ② 新約聖書の教えによれば、受肉したみことば——キリスト——は単に罪からの人間の回復の源泉であるばかりでなく、被造物の主であり、またその中心である。この世の時間的な世界の建設も歴史を通じてキリストが主であることと無関係ではなく、キリスト者は信仰によって「キリストが主である」ことを人々に告げなければならない。
- ③ キリストのわざは今日の人間性のうちに継続され、実現される。自然に対する人間の支配も創造のわざとしてのみでなく、救いのわざからも理解されなければならない。
- ④ 教会は全教会として、司祭も信徒も世界との関わりのなかで、この世界との対話を求めている。

(4) E. スキレベークス

E. スキレベークスは「教会と世界」⁽²⁵⁾と「教会と人類」⁽²⁶⁾という二つの論文で、教会の現存の意味を問いつつ、『教会について』の議案との関連で『議案XIII』の重要性とその必然性を強調している。我々はそれらの論文の要旨を次の二点に見ることができよう。

(i) キリストと教会と世界との関係

神がイエズス・キリストによって、絶対的で無償の仕方人間を救われるという歴史的な出来事は、教会と世界との関係を見てゆくうえで重要である。イエズスの人間性は人間への神の完全な自己譲渡であると同時に、神への人間の自由な応答である。イエズス・キリストが神・人であるという実体的結合は、人類の歴史全体が愛のうちに含まれていること、また信仰をもって現実の人間実存を責任ある応答をもって受け入れてゆくことを意味している。

キリスト者はこのキリストへの信仰をもって、この世界のなかで、世界とともに生きてゆかなければならない。救いはまさに今、我々がここで生きている世界のなかで現実化されてゆくのである。祈りや礼拝のみでなく、毎日の日常生活がいわゆる俗事とともにあったとしても、それは教会を通して与えられた神の恩恵の表現でなければならない。⁽²⁷⁾ こうしてキリストへの信仰に生きつつ、世界を「人間化」するのである。人間性も世界も究極的にはキリストの光の下で十分に理解されるであろう。教会は世界との対話のうちに世界建設と人々の発展に寄与するのである。教会は世界に言うべき何かをもっているだけでなく、主の声を認めるためには世界が教会に言うべきことにも傾聴してゆかなければならない。キリストは「教会の頭」であるだけでなく、「世界の主」でもある。

(ii) 人類の連帯性と兄弟的奉仕

神の教会は、「キリストの体」(sōma Christou)に結ばれた聖徒の交わり(koinonia)として、またキリストのまわりに集められた目に見える民とし

て、人間の歴史とともにある。従って神の民としての教会は、まだ歴史的に明瞭になっていない人の世界の救いの可能性あるいはキリストによる人類の贖いの具体的な現われとして、この世界に現存している。ここから普遍的な人間の連帯性とイエズス自身によって開示された兄弟性との深い関わりが明らかになる。イエズスは人間の連帯性を「最も小さき兄弟」(マタ 25, 31-46) と呼ばれる人々を助ける愛のうちに見ている。教会に属する人にとっても教会に属さない人にとっても、判断基準は「わたしの兄弟であるこれらの最も小さい者のひとりにしたの、すなわち私にしたのである」(同 25, 40) というみことばにある。ここでは真の人間的な連帯性が本物のキリスト的であることに通じている。⁽²⁸⁾

キリストがご自分の教会を設立したメシアの行為は、ご自身を究極まで譲渡されることによる。人々が彼の模範に従うところはどこでも、おそらく無意識のうちにも、真の人間的な連帯性のうちにキリストにおける交わり (koinonia) が実現している。ここに世界における「匿名の教会を建てる活動」⁽²⁹⁾ が認められる。愛が仲間を兄弟とし、教会を基礎づける。つまり目に見える組織としての教会共同体以外に教会を建設することは、なによりも先ずキリストが彼の仲間である「小さき兄弟」に無条件に自己譲渡することによる。このような意味での人間の連帯性には普遍的な秘跡性 (universal sacramentality) をも見てとることができる。⁽³⁰⁾ 仲間は具体的な神の恩恵の賜物であって、神の救済意志の秘跡的なしるしである。しかしこの秘跡性は、ただ我々が「教会」と呼ぶ共同体において具体的にされるものであることも見逃してはならない。このようにして、兄弟たちへの愛は具体的に歴史的に見えるようになる。E. スキレバークスによれば、愛 (agape) は神と人間とを含む。すなわち、我々の隣人に対する愛は、人間仲間を愛すると同時に神を愛することでもある。それはイエズス・キリストが真に「他者のための人」であったことによる。⁽³¹⁾

(iii) 『教会について』の議案と『議案 X III』

以上のような解明に基づいて、E. スキレバークスは、なぜ『教会につ

いて』の議案の討議の間に、世界における教会のメンバーの活動的な現存 (active presence) についての考察まで掘げられていったかという理由を見る。『教会について』の議案は『議案XIII』を内的に要求していたのである。⁽³²⁾

4) 公会議教父たちの見解

H. カマラ (Camara) 司教はすでに 1964 年 3 月 10 日に『議案XIII』の新しい草案のための意見を発表し、「キリスト教は生命の教義であるから、キリスト者たちの彼らの兄弟との関係において確証される。……この生命は愛による共同生活において実現する」⁽³³⁾ と述べている。また彼によれば、社会倫理の規範はこの愛に由来するものであり、教会はいつも聖書、キリストの教えまた教父たちの教えに照らして省察してきたのである。キリスト教はいつも愛において確証されるのであって、キリスト者の役目はいつの時代にあっても、どの場所においても「証しする」ことである。

ところで、チューリッヒ草案は第三会期の第 105 総会 (1964 年 10 月 20 日) においてはじめて、公会議教父たちの議題として取り扱われた。しかしその前に、この議案の意義を高く評価する 2 人の司教たちの意見も見ておこう。

(i) パナマの M. マクグラト (McGrath) 司教はその報告書のなかで、⁽³⁴⁾ 次のような意見を述べている。教会は我々の主によって創立されて以来、人々のために存在しており、教皇ヨハネ 23 世によって提案され、教皇パウロ 6 世によって受け継がれた教会の「アジュールナメント」(今日の状況への適応化) の目標はすべての人によりよく奉仕することにある。多くの人々が強く期待している『議案XIII』は、すべての人に関心のある人間的価値を取り扱うことによって、教会と世界との間に橋を築くことを目指している。従って、この議案はすべての人と教会に共通に関心のある「時のしるし」から出発し、すべての人に奉仕し、共働することを根本動機とする。な

ぜならば神はすべての人の創造者であり、すべての人の父であるからである。この議案は地上的生活と永遠への召命に関する教会の世界に対する関係とそれらに共通な問題を指摘し、新たな「対話」を始めるのである。M. マクグラト司教は、この議案の誕生とその重要性は公会議の全コンテクストのなかに見られるべきことを指摘している。

(ii) イタリアのL. ロッシ (Rossi) 司教は、教会がキリストの手のうちにあってすべての人間性のための道具であることを述べ、現代における教会の使命と『議案XIII』の意義を次の諸点に認めている。⁽³⁵⁾

先ず、キリスト教的生活は単に超自然的な実存にとどまらず、キリストの霊による今日の人々の「鼓舞者」(promotrix)であり、生気を与えるもの(vivificatrix)である。福音的な靈感と精神をもって今日の世界の諸要求に応えるために、『議案XIII』は教皇ヨハネ23世と教皇パウロ6世の諸回勅に従って、「外に向けて」(ad extra)の教会の使命を果すものである。

次に、この教会の使徒的な使命を果すために、キリストの贖いのわざ、すなわち救い主キリストの現存の神学に基づきながら、人間論的なアプローチがなされるべきである。人間の救いのみわざは世の終わりまで継続する歴史的なわざであるという観点から、「人間化」(humanizatio)への努力が求められる。

従って、また神の恩恵が善意の人々のうちに働いていることを認め、今日の多様な活動のなかで人間への奉仕および協力のうちに、神の国の建設を志さなければならない。キリストの現存は具体的な歴史のなかで認められ、人間性の聖化を実現するであろう。

さて、我々はチューリッヒ草案に関する公会議教父たちの公会議場での発言と書面による見解を見てゆこう。第105総会の席上でF. チェント(Cento)枢機卿の議案説明⁽³⁶⁾につづいて、中央委員会の委員長A. グヴァノ(Guano)司教による「報告」⁽³⁷⁾がなされた。教会はキリストと同じようにこの世界にあって、人々によって成立しており、人々のためにあり、神の生命を人々に伝えるためにあるという基本姿勢に基づいて、教父たちは

主に次のような問題点を指摘している。⁽³⁸⁾

- ① 「世界」の概念と「教会」の概念の明確化が『教会について』の議案との関連でなされなければならない。
- ② 特に教皇パウロ6世の回勅『エクレジウム・ヌムム』に刺激されて、教会と世界との対話の必要性が強調される。
- ③ なかでも「無神論」の問題が意識され、議案に取り入れるように求められる。
- ④ 貧困や社会の不正義などの諸問題に直面しながらも「時のしるし」を識別し、物質の価値とその秩序づけに留意しつつ、キリスト者はより積極的な活動によってキリストの現存の証しとならなければならない。教会は福音の光に照らしてその使命を自覚し、具体的な解決の道をさぐらなければならない。

我々は教父たちのすべての意見をここで取りあげることはできないが、上記の問題意識のなかで、キリスト者に求められる人間的な社会の建設という人間共通の課題に注目し、世界における教会の現存の意味と証しとしてのキリスト教的な愛との二つの視点から、世界各地からの教父たちの声を聞いておくのも無駄ではないであろう。

(1) 現代世界における教会の現存の意味

(i) チリのS. エンリケ (Henriquez) 枢機卿⁽³⁹⁾ は『教会について』の議案との関連で、教会の使命自体からして世界における人間について語る必要性を説いている。「教会は人々のために世界にあり、世界にいる人々は教会のためにいる」というとき、「教会」の二つの観点を区別しなければならない。つまり、先ず救いの制度としての教会と贖いに与かる一員として、またその秘跡として世界にあって人々に奉仕する教会である。次に「新しい創造」すなわち地上にある「神の国」としての教会であって、すべての人々がそれに向って、そこで人間性とその召命の充満を見出しうるような人々の祖国としての教会である。また、枢機卿はキリストの秘義によって啓示

された「新しい人間」としてのキリスト教的人間観から、無神論者との対話の必要性をも説いている。

(ii) フランスの P. J. シュミット (Schmitt) 司教は⁽⁴⁰⁾ 10月23日、教会が宣教的な性格を有することから、「宣教的な教会として、世界の歴史的進歩それ自体のなかに実在しなければならない」と説いている。教会は「現代の」世界の新しさをより積極的に把握し、より正しい理解に基づいて現代人に適わしい教会の新しい現存の道を探さなければならない。その新しい道は教会の世界に対する関係そのもののうちに見出されうる。すなわち教会はより内面から友情と貧しさの精神をもって現存し、福音の光をもって世の諸問題に対峙してゆく連帯性を求めている。つまり、人間世界を積極的な目をもってながめ、福音の光のなかでこの世の積極的な価値を認めてゆく。

(iii) レバノンの I. ツィアデ (Ziade) 大司教は⁽⁴¹⁾ 10月26日、「時のしるし」と終末論的な復活の証しの意味を強調し、世に対する世界の関係を「救いの歴史の営み」(oconomia historiae salutis) から説いている。復活の光の下にすべてを考察し、現代世界のすべての問題を単に一つの現象として把握するだけでなく、キリストにおける人類の救いの出来事から見て、歴史のなかに現存する教会を位置づけている。

(iv) H. テンフンベルク (Tenhumberg) 司教は⁽⁴²⁾ 書面で、善意の人々とのキリスト教的なコミュニケーションの神学的な基礎づけについて意見を述べている。彼は対話の共通の基礎を神のみことばによる創造に求めている。すべての被造物が、「神との対話における愛の契約 (foedus amoris) に向けて、また神の愛 (caritas) によって人間間に形成された対話に向けて」⁽⁴³⁾ 創造されているのである。従って、キリスト者が人々と真に実りある対話をしようとするならば、彼自身が神との対話すなわち神の救いの契約の永続的な確証のうちに生きていなければならない。キリスト教的な対話は祈りと礼拝に由来すべきであって、生ける典礼から生じるのでなければならない。

以上の教父たちの発言は特別に教会の現存の意味のみに関するものではないが、教会は人々のために世界に存在し、「宣教的な教会」として現代の進歩にダイナミックに関わろうとする姿勢がうかがわれる。また、人々との対話も教済史における位置づけのなかで、神のみことばによる創造に由来する人間の本来の姿——神と人間との交わりの必然性に求められている。こうして世界のなかに生きる教会は、より積極的にキリスト者の掟である愛の実践によって、その本来の現存の意味を明らかにしなければならない。

(2) 連帯性と愛による証し

「もし、キリスト者がいのちの証人としてのいのちの充満の豊かさを受するとき、今日の世界において真のキリストの証人でありうる」⁽⁴⁴⁾ という、アルゼンチンのA. エルヒンガー (Elchinger) 司教の10月21日の発言のなかに、キリスト教的生活の要約が見られる。現代社会の進歩に反比例して、つねにある貧困と不正義との戦いに注目するとき、キリスト教的な態度が本来的に問われている。以下の諸教父の発言また書面による見解は、世界と対話をはじめめる教会という広いコンテキストのなかでなされるキリスト者への問いかけと解答の模索である。

(i) カナダのR. - J. デ・ルー (De Roo) 司教は⁽⁴⁵⁾ 10月26日のチャーリッヒ草案の第9条についての発言のなかで、キリストの精神から見た人間の召命とキリスト者の召命に関して、次のように述べている。「この世における人間の召命は自分自身を世界に受肉させることである。なぜならば、人は世界をその本来的な全的完成に導くように、またそれによって我々がその神秘的な真の終末論的な目的に召されるように、世界の王の如く創造されているからである。……キリスト者は世界の建設とその格闘のなかへ自分自身を送り込むとき、自分の全的召命とまさに教会の使命そのものを実現することを認めなければならない」⁽⁴⁶⁾ こうして、人間の共同体づくりもキリスト教的な共同体の建設も、効果的になされるためには、積極

的に参加することが重要であって、そこに愛の掟の深い意味を把握しなければならない。愛 (caritas) は人間の個々の行為を貫き、キリスト者の全実存を形づくるものである。

(ii) アンティオキアの M. サイグ (Saigh) 総大司教は、⁽⁴⁷⁾ 10月27日に、この世界で使命を果す教会はキリストにおいてすべての民を愛することを前提として、この世界の諸問題に関心をもつと発言している。教会が地上の都を築くためには、信徒がキリストの法——恵みと愛によって形成される必要がある。総大司教は愛こそがキリスト教的原理であるので、その点からのカトリック倫理の刷新の必要性を訴えている。「我々のキリスト教倫理は愛と自由の表現をそなえたキリスト中心的性格をもたなければならない。」⁽⁴⁸⁾ この倫理は個人的または共同体的な責任を要求するものであって、これこそ現代世界が教会から求めているものである。

また、S.-M. アルセオ (Arceo) 司教は、⁽⁴⁹⁾ 真のキリスト教的な法は心にかかれた法である、と発言している。更に、C. デ・プロヴェルヘルス (Provercheres) 司教は⁽⁵⁰⁾ 第16条に関して、愛が最高の法であり、完成の絆であることを認めながら、キリスト者の世俗的任務を愛のみに単純化しないようにと指摘している。

(iii) インドネシア司教団は、⁽⁵¹⁾ 草案に関する見解を書面で明らかにしている。彼らはこの地上の事物の価値を積極的に理解し、その事物に対するキリスト者の態度について提唱している。地上の事物は贖い主の力により人間を通して完成するような、また人間の救いにも関わっている神の賜物である。すなわち地上の事物は神と人々への正しい態度のなかに見られるとき、それは神と人々への奉仕にとって重要な要素になりうるのである。特にキリスト者はこの世界を神へ導くため、また全人類を一つの家族的な一致に導くために他の人と共働しなければならない。従ってキリスト者はキリストと合体しているだけでなく、すべての人々を愛の絆によって連結し、一致に向かわせるように神に召されているのである。こうして神の民としての教会は、いつもキリストの愛を見えるようにしなければならず、

「新しい地」の前兆として存在している。

(iv) ワシントンの A. オボイル (O'Boyle) 大司教とコンゴの J. マルウラ (Malula) 大司教は、第 4 章の人権問題に関する発言のなかで、人種差別や男女差別の問題に強く反対し、人権尊重の根本としてキリスト教的な愛を説いている。

A. オボイル大司教によれば、⁽⁵²⁾ 人種差別やその他の社会的不正義の問題は種々の形態で見られ、どこの国にもあるものである。それらの問題は単に社会的、文化的また政治的な問題だけでなく、なによりも先ず倫理的また宗教的な問題である。それらに対処する義務は教会のすべてのメンバーに課せられるものであり、あらゆる手段を通じて神の父性の下でのイエズス・キリストにおける人間の兄弟性を善意の人々との協力のうちに促進してゆかなければならない。すべての人がキリストにおいて兄弟になるということは、「人となられた方」が人類家族のメンバーとしてすべての人の兄弟となられたことに根ざしている。従って彼を通して示された無限の普遍的な愛は、すべての人と国を一致させる兄弟愛の真の絆によって表現されなければならない。

また、J. マルウラ大司教によれば、⁽⁵³⁾ 教会が人間の尊厳について真理を宣言するのは、それが現代の「流行」であるからではなく、それがまさに真理だからである。すなわち人間人格の尊厳が、すべての人にとって倫理の基本的な規準であるからである。人間の尊厳と愛とが根本的に深く関わる問題として民族主義や男女の差別などがあるが、それらはキリスト教的な愛に反するものであって、創造主の意向に基づき福音化してゆくべきものである。

(v) 人類の連帯性に関する第 24 条を取り扱うとき、11 月 5 日の第 115 総会で信徒の J. ノリス (Norris) 氏、ドイツの J. フリングス (Frings) 枢機卿およびモナコの J. ラップ (Rupp) 司教は、貧困の問題を解決するための連帯性を呼びかけている。

J. ノリス氏によれば、⁽⁵⁴⁾ 今日の貧困の問題は新しいコンテキストの下

にある。なぜならば科学的知識、技術また医学は今日一つの全体的営みを構成しており、真の人間の連帯性なしには貧困の問題は解決されない。この問題は現代世界の重大問題の一つであって、数多くの男女が献身と愛の精神をもってそれに対峙しているが、キリスト者は普遍的な兄弟愛の表明としてもこの世界大の貧困の問題に対峙するように努め、他のすべての人との共同行動をすすめる必要がある。

J. フリングス枢機卿は、⁽⁵⁵⁾貧困の問題は司教団の仕事でもあることを訴えている。この問題は社会的であるばかりでなく、宗教的なわざによってもよりよく秩序づけられる必要がある。従って国際機関との協力が必要である。しかしつねに謙遜と兄弟愛の精神をもって対峙してゆかなければならない。

J. ラップ司教は、⁽⁵⁶⁾ 貧困の問題が身体の飢えの問題ではなく、愛の飢えであると考え、人々の中の普遍的な連帯性、殊に異国のキリスト者間また信仰告白を異にするキリスト者間の連帯性を訴えている。信仰に基づく真の連帯性は、「一つであるように」との主キリストの戒めを守り、世が信じるようになるためにもキリスト者の真の兄弟愛と切り離すことはできない。

(vi) タンザニアのL. ルガムヴワ (Rugambubwa) 枢機卿は、⁽⁵⁷⁾11月9日の発言において、教皇ピオ12世とヨハネ23世の回勅のなかに普遍的連帯性に関する基本的教えを見出している。彼によれば、すべての人と国民が相互に尊敬し、愛し、援助し合うのは、我々に共通の本性と起源また普遍的救いの歴史に基づくものである。今日の一つの家族に向かう連帯性は、神から来て神に帰る、という父なる神のみ旨の現われでもある(使17, 26; Iテモ 2, 4)。「この一致の望みとこの協力の感覚は、すべての人々と国民が兄弟として真の家族に緊密に結ばれるようにとの父なる神のみ旨を表明している。」主の教えに従えば、弟子たちとすべての善意の人々に課せられた平和と連帯性の大憲章は愛の掟である。神に創造された地上の富を全人類家族という視点から、その共通善のために効果的に使用

し、配分されるように社会・経済秩序を正しく改善するように求められている。

(vii) M. ヌティヤハガ (Ntuyahaga) 司教は、⁽⁵⁸⁾ 11月9日、公会議が世界の期待に答えてゆくための真の道として、福音による愛の道を力説している。人々にキリストの福音を宣べ伝えることは、神の愛と兄弟愛を教えることである。なぜならば、この愛だけがキリスト者の力と徳であり、福音とは愛における生活である。公会議はすべての人に主の掟を思い起こさせなければならない。

(viii) 最後に、キリスト教的な愛が証しであることを強調する見解を取りあげよう。

イタリアの S. バルダッサリ (Baldassarri) 大司教は、⁽⁵⁹⁾ 教会の「現存」はなによりも先ず「証し」であるから、教会がこの生命を生きるならば真に世の光になる、という。また、V. M. コスタンティニ (Costantini) 司教は、⁽⁶⁰⁾ キリストの愛の掟が我々を兄弟への奉仕に駆り立てるのは、キリスト自身が我々を愛し、我々のために自分自身を渡されたからである、と説いている。この兄弟への奉仕こそがキリストに帰すべき愛の証しなのである。

J. ダヴァック (D'Avack) 大司教は、⁽⁶¹⁾ 十字架によるキリストの愛が我々を貧しさと福音的な素朴さ (*simplicitas evangelica*) に駆り立てるのであり、現代世界に教会が示すべきなのは、このキリストの掟の積極的な遵守であり、真の愛こそが第一の基本的な治癒薬である、と力説する。

更に、G. ボローニ (Boroni) 司教は、⁽⁶²⁾ 第24条に関して、「連帯性」による現代世界における教会の現存をキリスト教的な証しとして強調する。教会の第一の霊性は兄弟愛のわざのうちに現われるべきものである。すなわち人々と国民の前に現われるべき教会のしるしとそのすぐれた顕現 (*epiphania*) は、愛と連帯性による証しである。こうして彼は現代世界における教会の明瞭な効果的な現存の特徴を次の三点に見ている。

① 教会に固有な愛の道具としての働きは、市民社会の制度とは異なり、貧

しさと卑下の精神をもって始められるべきである。それによって教会は真の全き超自然性を表明し、信仰に根ざした十分な連帯性を実際に現わしうるのである。

- ② 次に、教会の現存は、神的ペルソナである永遠の愛 (Aeterno Amore) からその靈感と滋養を受けた人格的な愛の現存である。また聖霊によって生かされた各個人に関わる人格的な存在である。更に苦悩と貧しさのしるしによる現存であって、その愛は神の像としての人間兄弟のためのものである。
- ③ しかし、今日の教会の現存はまさに「パンを裂くこと」と結ばれていなければならない。すなわちキリストの真の愛のわざは聖体によって生かされているべきである。典礼の刷新 (『典礼憲章』第 10 条) の精神は単に儀式的な刷新ではなく、全体的な、つまり全教会生活の実践の刷新である。こうしてはじめて、典礼は生活実践のうちに「交わり」(koinonia) を見出すことができる。キリスト教的な活動は単なる人間各個人や社会的な活動であるだけではなく、超自然的な教会共同体として、神的生命に活かされるのである。各小教区での活動も神の家族という共同体の視点からながめられなければならない。特に苦しんでいる兄弟への任務と活動を十字架につけられたキリストの秘義から見て、その兄弟のうちにキリストの現存を認めることによって、信徒は真の連帯性と愛を世に示すのである。ここに教会の現存と愛の証しとが緊密に結ばれている。

5) アリッチャ草案の作成

1964 年 10 月 23 日、チューリッヒ草案を討議の基礎案とすることが可決されたのであるが、⁽⁶³⁾ 多くの修正、改正、また新しい神学的な考えも導入する必要があり、すぐにその作成に取りかからなければならなかった。また同日、第 4 会期が開かれることも決定されていたので、新しい草案作成は急がれた。我々はその作成過程を順を追って見てゆくことにしよう。⁽⁶⁴⁾

a) 全体合同委員会

1964年11月16日から20日まで開催された全体合同委員会で、新しい草案作成のために委員会を再編成する必要性が論じられ、中央小委員会を拡大し、更に二つの委員会を設置することが決定された。⁽⁶⁵⁾ その一つは全草案、特に序文と最初の三つの章を神学的に修正し、新しい草案を作るための「教義委員会」である。もう一つは現代世界の一般的な現象 (conspectus) を研究し、この観点から草案全体を再検討する「時のしるし委員会」である。また各委員会に対して、次の三点に注視して作業を進めるように指図された。①事実の叙述、つまり具体的な状況から出発すること。②神学的な諸原理、すなわちそれらの状況を福音の光とカトリックの伝統に基づいて判断すること。③最後に、応用、つまり活動の基本的方針による司牧的な観点を示すことである。

b) 第三会期閉会演説

教皇パウロ6世は1964年11月21日の第三会期閉会演説⁽⁶⁶⁾のなかで、この会期では教会の秘義と教会についての神の計画を研究し、特に「司教職」に関する研究によって第一バチカン公会議の仕事を完了した、と述べた。また教会はその使命を果してゆく歴史的・社会的環境を構成している人類を決して忘れていないばかりか、教会は人類のために立てられているのである。そして公会議の仕事の冠ともいわれる『議案XIII』は、最後の会期に取り扱われることを言明された。

c) 調整委員会とその後

諸会合はローマとルーヴァンで続けられていた。12月30日の調整委員会⁽⁶⁷⁾では、前草案を新しい草案の基礎にし、教父たちの意見を考慮して、改訂また修正されることや仕事の日程と段どり、更に『付録』の各章を本文と合体させることが決定された。

また、1965年1月12日、Ch. ミューラー (Moeller) と P. オートゥマン (Hauptmann) はテキストの修正にあたって、次の諸点で合意を見た。⁽⁶⁸⁾

- ① 教会は「神の民」として示され、「世界」という語は種々の意味で定義される。「変化と発展の意義が示されるべきである。つまり神の民は神の国に向って旅しているものであり、つねに歴史的方向性を含むものである。すなわち教会は市民社会に対する諸関係のうちに立っており、キリスト者は成人として取り扱われるべきである。」⁽⁶⁹⁾
- ② 「神の像」のテーマの下にキリスト教の人間論を展開する。更に、自然的、超自然的な秩序という用語を斥け、契約、恩恵、新しい創造、神的生命への参与という聖書的な表現が用いられるべきである。また宗教の自由と関連して倫理的良心も述べられなければならない。
- ③ 人間の働きと神の国の関係を示す。また、教会内と見える教会の境界を超えて働く霊の現存と復活に力点を置くキリストの主権という中心的真理からの理解が求められる。連続性と非連続性のうちにある終末論の展開が必要である。
- ④ このような基本線に沿って草案は全人類に向けて、キリスト者として世に語りかけるものでなければならない。神のしるしは種々の出来事のなかに読み取られるものであり、「時」(kairos)の聖書的なアイデアを含みながら、単に技術や経済秩序における変化のみでなく、道徳的要請や倫理と関わる世俗化の問題をも見過すことはできない。

d) アリッチャでの中央特別委員会

以上のような基本的な考えに沿って、P. オートゥマンを中心に作成されたテキストは次のような構成であった。⁽⁷¹⁾

序文 (神の民と人類の連帯性) (1～4条)

第1章：今日の世界の生活条件の概観 (5～12条)

第2章：宇宙における人間 (13～18条)

第3章：社会における人間 (19～28条)

このテキストは、ローマのアルバノ湖畔のアリッチャ (Ariccia) で、信徒と専門家を含めて、1月31日から2月6日に開かれた中央特別委員会で討議され、⁽⁷²⁾ 以後、通称「アリッチャ草案」と呼ばれるようになる。この委員会で草案の最も基本的な方向がキリスト教的人間論に定められた。我々が取扱っている『現代世界憲章』の第一部となるチューリッヒ草案の1, 2, 3章は神学小委員会で取り扱われたが、そこで決定された内容を次のように要約することができる。⁽⁷³⁾

- ① この議案はカトリック信者、その他のキリスト者、未信者の別なくすべての人に宛てられる。
- ② 人間人格の新しい発展と深まりの必要性、神学と人間論の関連の緊密化。すなわち神への関係は人間の構成要素であることを認めることによって、無神論への新しい道が開かれる。聖霊論的観点を強調し、新しい人間を創り、人間の心を変革するのは神の霊であることを述べる。⁽⁷⁴⁾
- ③ 人間の社会的・共同体的な観点から、神の民とすべての人間との連帯性を強調する。人間がどのように社会にあって、また社会によって自己実現するかという問題は、社会的なアプローチだけでは不十分であり、人間と社会の関係の神学的な基礎づけも求められる。
- ④ この討議の終わり頃に決定された重要な点は、宇宙と世界における人間の活動に関してである。「世」の神学的な意味を明確にすることも求められるが、同時に進歩と悪との連帯性の観点も見逃してはならない。特に共産主義世界を意識して、宇宙における人間の場と人間的努力の意味を明らかにすべきである。⁽⁷⁵⁾ また、「歴史性」も人間人格の構成要素である。事物の究極目的を神のみ旨、受肉、キリストの救済計画のうちに示し、世界におけるキリスト者の態度を明らかにする。
- ⑤ 最後に、「制度としての教会」つまりヒエラルヒーと信徒の固有の役割と相互の補足性も考える。教会は世界、全人類の一致と救いの秘跡となるように、人間性のための救いと真理の約束を自覚するものでなければならない。すなわち教会は人間人格の召命の奉仕のうちに、世界におけ

る救いの活動的な現存として現われる。

こうして草案全体を通して、漸進的に人間から社会へ、社会から世界への広がりを含む、神との関係、隣人との関係および世界との関係のなかでの全的召命が明らかにされてゆく。人間は身体をもった精神であって、社会のなかに実在し、神の代理的支配者のように責任をもつ歴史と宇宙の中心に位置づけられている。⁽⁷⁷⁾ 制度としての教会も救済史的な性格を有するものとして人間の全的召命に関わっている。⁽⁷⁸⁾

このような考えに基づくアリッチャ草案は次のような構成に修正された。⁽⁷⁹⁾

一序文 (1～3 条)

一現代世界の現象の一般的叙述 (4～10 条)

第一部序文 (11 条)

第 1 章：人間人格の召命 (12～20 条)

第 2 章：人間共同体における人間

第 1 節 一般的原理 (21～26 条)

第 2 節 実践的指針 (27～36 条)

第 3 章：宇宙における人間とその活動の意義 (37～47 条)

第 4 章：現代世界における教会の使命 (48～58 条)

e) テキストの決定案までの作業

1965 年 2 月 8 日～13 日まで、小委員会の総会が⁽⁸⁰⁾ローマで開かれ、草案の改訂をすすめると同時に、それまで草案の第 II 部の『付録 I』になっていた「人間人格の尊厳」⁽⁸¹⁾を第 I 部に合併することが決定された。

草案は 2 月 17 日の編集委員会で基本的には承認された。しかし、「無神論」に関しては教皇パウロ 6 世の回勅『エクレジウム・スアム』に沿って、特別の条項をもうけることが決定された。

3 月末から 4 月初めにかけて、「全般的な結論」の部分を除いて、103 条項を含む草案が完成した。また 3 月 29 日から 4 月 4 日にローマで開かれた

合同委員会では次の点が論じられた。①無神論，結婚，平和の問題。②この議案を公文書とする場合の文書の性格，すなわち「司牧憲章」(constitutio pastoralis)と名づけられる場合の「司牧」の意味が，『教会について』の議案との関連にあることを考慮しなければならない。

また，『議案XIII』はエキュメニカルな他のキリスト教会の人々からも強い関心もたれていた。⁽⁸⁴⁾ 4月末には編集作業が終了し，新しい草案は，『司牧憲章：現代世界における教会について』⁽⁸⁵⁾と呼ばれた。この修正案は5月11日の調整委員会に提出され，5月28日に教皇パウロ6世によって認定された。6月中にラテン語訳の改訂がなされ，つづいて9月末までに英語，ドイツ語，イタリア語，スペイン語の翻訳が完了した。

以上，我々は，チューリッヒ草案(1964年7月3日認可)からアリッチャ草案(1965年5月28日認可)作成までの過程を見てきた。『議案XIII』に対して提出されたすべての見解を取りあげるのは無理であるので，教会の現存の意味理解とキリスト教的な愛の視点から要約する形で，幾人かの神学者と公会議教父たちの見解に注目してきた。以上の概観からこの議案の全般的な方向づけを次のようにまとめることができるであろう。

- ① 現代世界における教会の使命の自覚は「宣教的」であり，世界に関心をもちつつ，「世界との対話」の姿勢を確立することである。そこで「世界」または「世」の意味が問われ，「自然と超自然」という区別用語が斥けられた。一方では典礼と祈りにおける神との対話を重視しつつ，他方では人間が生きているこの地上の諸現実の神学的意味が追求され，地上の都の建設にも積極的に関わろうとしている。
- ② その際，救済史のなかで，人間の「歴史性」のみならず，世界の「変化」，「進歩」，「発展」が神による「創造」に内在的に含まれている要素として理解され，神の被造物と「神の像」としての人間性の再評価がなされている。しかし，他方，あまりにオプティミスティクにならないように，人間の世界の発展のなかには罪の影響も含まれていることも忘れ

てはいない。

- ③ 従って、神の普遍的な救済意志に基づいて、キリストの光に照らした人間及び世界理解が求められる。キリストは人間として人間仲間の間に來られたばかりでなく、宇宙の中心、すべてのものの「主」(Dominus)としてこの世界に人間と共に現存される。
- ④ こうして、キリスト教的な愛は、キリストによる救いに与かる教会が救いの可能性を秘めている世界と人間と共にあるところから注目されなければならない。キリスト教的な人間論に依拠するすべての人との「連帯性」と「兄弟性」に目覚めつつ、「愛の証し」における世界の「人間化」に努めなければならない。「世界」と「教会」と「人間」との相互関係のなかにキリストが位置づけられつつある。キリストの掟である「愛」が、すべての人と世に対する積極的な関わりのおかたで、真の人間の「証し」となるであろう。これらの点はアリッチャ草案のなかでどのように展開されているであろうか。

付録 I

— Adnexum 1 : De Persona humana in Societate.

A) De homine eiusque vocatione ut persona humana.

1. De conditionibus quae personam humanam in discrimine ponunt vel quae ei favent.
2. De sensu hominis in revelatione Iesu Christi.
3. De vocatione personali et communitaria hominis.
4. Conditiones necessariae ad incrementum personae humanae.
5. De aequalitate fundamentali hominum.
6. Conclusiones.

B) De homine in Societate.

7. De natura et fine societatis.
8. De necessaria pluralitate societatum.
9. De subsidiarii officii principio.
10. De evolutione continua structurarum socialium.

C) De relatione inter hominem et societatem atque potestatem politicam.

11. De natura et fine potestatis politicae.

12. De relatione cum societate.
- D) De Ecclesia et societate hominum.
13. Ecclesia et societas civilis.
14. Ecclesia et potestas politica.

Adnexum 2: De Matrimonio et Familia.

Adnexum 3: De Culturae Progressu Rite Promovendo.

Adnexum 4: De Vita oeconomica et sociali.

Adnexum 5: De Communitate gentium et Pace.

(注)

1. 拙稿『南山神学』第7号(1984年2月)67~110頁。
2. AAS 56(1964)609~659; 東門陽二郎訳「エクレジウム・スアム」, 中央出版社, 昭42。
3. AAS 56(1964)31~40; 中村清訳「第2会期の閉会演説」, 南山大学監修『歴史に輝く教会』(公会議解説叢書 VI), 中央出版社 昭44, 369-378頁参照。
4. 邦訳, 上掲書73頁。
5. Ibid., 74頁以下参照。
6. AAS 56(1964)805~816; 吉田聖訳「第3会期の開会演説」, 南山大学監修, 上掲書 379~391頁。
7. 拙稿, 上掲書 68~69頁。
8. R.Tucci, "Introduzione storico-dottrinale alla Costituzione Pastorale 'Gaudium et spes'," in: La Chiesa nel Mondo Contemporaneo, (pres. di Mons. E. Guano), Torino 1966 (3.ed. 1968), 67-68 (以下 R. Tucci と省略); Ch. Moeller, "History of the Constitution", in: Pastoral Constitution on the Church in the Modern World, (ed. by H. Vorgrimler; tr. by W. J. O'hara), New York 1969, 41 (以下 Ch. Moeller と省略)。
9. 表題に関して, Emile Ingless (Directeur Executif de la Federation Intern. des Hornnes Catholiques)がその不明確さを指摘し, 次の表題を提案している。"De speciali missione Ecclesiae in mundo huius temporis" (8-Sept. 1964) [Civ.Catt.以下ラ・チビルタ・カトリカ (La Civiltà Cattolica)図書館での入手資料を示す。]
10. R.Tucci 69.
11. Ibid., 69~70.
12. Prof. L. Morren, "Animadversiones quorundam virorum laicorum quorum opinionem quaesivit submissio centralis, circa schema; De Ecclesia in mundo huius temporis," (20, agosto 1964) [civ. Catt.],

13. 拙稿, 上掲書 85~86 頁。
14. 拙稿『南山神学』第 6 号(1983 年 2 月) 135~136 頁。
15. 他の神学者の見解といっしょに, *Animadversiones super a Concilii Patribus scripto exhibitae super schema "De Ecclesia in mundo huius temporis."* (Die 3. Sept. 1964) [Civ. Catt.]
16. Y. M. Congar はまた、『教会について』の第 2 章「神の民」と第 3 章「位階制度」の順序から見て、この議案でもその順序を守るのが論理的であるのみでなく、福音的でもあるという。
17. M.-D. Chenu, "*The Christian Values of Earthly Realities*," in: *do-c* (Documentazione Oldandese del Concilio)n.157 (ott. 1964) [Civ.Catt.]
18. 拙稿, 上掲書 第 6 号 111 頁。
19. F.Houtart, *L'Eglise et le monde. A propos du schéma 17*, Les Editions du Cerf/ Paris 1964.
20. このときはまだ『議案 XVII』と呼ばれていた。
21. 上掲書 57~70.
22. Ibid.,87~89.
23. Ibid.,100~110,
24. Ibid.,120~136,
25. E. Schillebeeckx, "*The Church and the World* ", in: *do-c*, no. 142 (29, ott. 1964), 後に, *World and Church* (tr. by N. D. Smith), Sheed and Ward/London and Sydney 1971, 91-114.
26. "*The Church and Mankind*", in: *Concilium* 1 (1965) 68-83, 後に, *World and Church*, 上掲書, 115-139, 我々はこの書に従う。
27. 上掲書 100,
28. Ibid.,134,
29. "anonymous Church - founding activity", Ibid.
30. Ibid.,135.
31. Ibid.,138~139.
32. Ibid.,105 ; 136,
33. Helder Camara, "*Observations a propos d'un nouveau projet pour le Schéma XVII*" (10, mar. 1964).
34. M. McGrath, "*The Schema of a Decree on the Church in the world of Today*", (10, ott. 1964)
35. L. Rossi, "*Osservazione "De Ecclesia in mundo huius temporis."*" (14, ott. 1964), Conferentia Episc. Italiana, 15-x-1964 [Civ. Catt.]
36. in: *Acta Synodaria Sacro sancti Concilii Oecumenici Vatican II, Vol. III, Periodicus Tertia, Pars V*, Typis Polyglottis Vaticanis MCMCCXXV, 201-203 (以

下, *A. S. S. C. V. II, Vol. III, Per. III, Pars V* 等と略記する)。

37. *Ibid.*, 203-214.
38. チューリッヒ草案に関する発言は各章ごとに次のようになっている。①全般に関する発言, 10月20日~23日の第105総会~第108総会, 上掲書 215-238, 266-300, 318-364, 368-401; 書面による提言 423-514; ②序文と第1章に関して, 10月23日と26日の第108~第109総会, 上掲書 404-419; ③第2章と第3章に関して, 10月26日と27日の第109総会と第110総会, 上掲書 536-557, 562-616; 序文から第3章に関する書面による提言, 619-698; ④第4章に関して, 10月28日~11月9日の第111総会~第118総会, 上掲書 701-740; in: *A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars VI., MCMLXXV*, 38-49, 50-73, 83-91, 210-223, 224-244, 249-272, 272-282, 288-298, 298-319, 448-459; また, Ph. Delhaye, "Pour un dialogue de l'Église et du Monde, Schema XIII," in: *Ami du Clerge*, 75(1965), 23-30, 33-43, 75-92, 161-170, 241-249, 268-272; G. Caprile, *Il Concilio Vaticano II. Terzo Periodo (1964-1965), IV Vol.*, La Civiltà Cattolica/Roma 1966, 242-265, 270-287, 291-310, 333-343, 346-348 も参照。
39. *A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars V*, 235-237.
40. *Ibid.*, 408.
41. *Ibid.*, 534-536.
42. *Ibid.*, 671-672.
43. *Ibid.*, 671.
44. *Ibid.*, 239.
45. *Ibid.*, 530-531.
46. *Ibid.*, 531.
47. *Ibid.*, 567-569.
48. *Ibid.*, 568.
49. *Ibid.*, 610.
50. *Ibid.*, 633-634.
51. *Ibid.*, 683-698.
52. *Ibid.*, 726-727.
53. *Ibid.*, 737-738.
54. *A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars VI.*, 298-301.
55. *Ibid.*, 301-303.
56. *Ibid.*, 306-309.
57. *Ibid.*, 448.
58. *Ibid.*, 464-465.
59. *A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars V*, 437.
60. in: *Conferenza Episcopale Italiana (29-x-1964)*, [*Civ. Catt.*]

61. Ibid.,(19-xi-1964). [Civ. Catt.] ; A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars V, 448-450.
62. in: "In n. 24, Cap. IV. Schematis 'De Ecclesia in mundo Huius Temporis'" (10-xi-1964), [Civ. Catt.]
63. A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars V,416.
64. R. Tucci, 78-81; Ch. Moeller, 45.
65. 8名の新しい委員, インドの A. Fernandes,日本の長江, アフリカの J.Zoa, スペインの G. Moralejo, ポーランドの K. Wojtyla, シリアの N.Edelby, イタリアの S. Quadri の司教が加わる。また前の草案との連続性を知るために B.Häring が含まれた。
66. AA 56 (1964) 1007-1018; 吉田聖訳, 「第3会期の閉会演説」, 南山大学監修 上掲書 392-404頁。
67. R. Tucci, 83-84.
68. Ch. Moeller, 47-49.
69. Ibid.,47.
70. P. Chenu, "Les signes des temps", in: NRTh 87(1965),29-39も参照。
71. Introduction (nn. 1-4); Ch 1: Vision d'ensemble des conditions du monde contemporain (nn. 5-12); Ch. 2: L'Homme dans l'univers(nn. 13-18); Ch. 3: L'Homme dans la societe (nn. 19-28).
72. R. Tucci, 86-87
73. in: *Rapport No. 1-No. 5: Riunione Ariccia(1-6 Febr. 1965)*, "La Casa Gesu. Divine Maestro, Sous-Commission Doctrinale, [Civ. Catt.] ; Ch Moeller, 50-51; R. Tucci, 88-89.
74. 人間論の強調, G. Moralejo, J. Danielou, K. Wojtyla; 無神論, G. Girardi; 聖霊論的アプローチ, Y. M. Congar, G. Thils, J. Danielou, in: "Rapport No. 1-No. 5.
75. Ibid., K. Wojtyla の見解。
76. Ibid., A. Grillmeier, K. Wojtyla, J. Danielou, なお第4章には K. Wojtyla の影響が強い。
77. Ch. Moeller, 51; ここでは議案 XVII-A-3 の人間論に戻っている。拙稿『南山神学』第6号(1983年2月), 124-126頁参照。
78. Ch. Moeller, 50-51; また, B. Häring, "Exc. Praesidi subcom. -centralis pro schemata 13 (16, febr. 1965)", [Civ. Catt.] 及び G. Philips, "L'Eglise dans le monde d'aujourd'hui", in: Concilium 1(1965), 11-26 参照。彼は神の被造物全体, 地上的な価値と課題及び人間の召命を福音の光の下に, 三つの鍵概念, つまり証し (martyria), 奉仕 (diakonia), 共同体の交わり (koinonia) で表現し, 教会と世界との関わりを理解に努めている。
79. Introduction (nn. 1-3); I. De la Condition Humaine dans le monde d'Aujourd'

hui (4-10); II. L'Eglise et la Conditio Humaine. Introduction (n. 11); Ch. 1: De la Vocation de la Personne Humaine (nn. 12-20); Ch. 2: La Communaute des Hommes. Section 1: Principes Fondamentaux (nn. 21-26); Section 2: Orientations Pratiques (nn. 27-36); Ch. 3: Signification de l'Activite Humaine dans le Monde (37-47); Ch. 4: Le Role de l'Eglise dans le Monde de ce Temps (48-58), [[Civ. Catt.]

80. R. Tucci, 91-92.

81. A. S. S. C. V. II, Vol. III., per. III., Pars V, 147-158; 付録 I 参照。

82. Ch. Moeller, 53-54.

83. R. Tucci, 94-96; Ch. Moeller, 55-56.

84. Ch. Moeller, 55: プロテスタント側の反応について、例えば W. Melder, "The Church in the Modern World: A Critique of Schema XIII," in: The Ecumenical Review 17 (1965), 113-126 参照。

85. "Schema XIII: Constitutio Pastoralis: De Ecclesia in mundo huius temporis," in: A. S. S. C. V. II, Vol. 4, per. IV, Pars I, Typis Polyglottis Vaticanis MCMLXXVI, 435-473.

The Way of Love Opened to All Men

—A Study of the Theme of “Christian Love” and
How It Was Developed in Composing the Text,
“The Pastoral Constitution on the Church in
the Modern World” (3)—

Yoshitaka HAMAGUCHI

The present article is a study done by the Council Fathers and the theologians on Schema XIII. Their work was documented in the “Zurich Draft.” Afterwards, they published their research in the “Ariccia Draft.” My article examines the work done between the formation of these two drafts.

The first part of my article presents the spirit of “dialogue” in the first encyclical of Pope Paul VI, “*Ecclesiam Suam*.” During the Second Vatican Council, the Church opened its doors to all men in the world. Pope Paul VI advocated a dialogue with all humanity, non-Catholic Christians and Catholics themselves. The mission of the Church is to the whole world.

The second part of my article presents the basic guidelines proposed by the Preparatory Commissions of Schema XIII.

The third and fourth parts present some main proposals about the “Zurich Draft.” The main theme in the draft concerns the meaning of “presence” and the “mission” of the Church in the modern world. The Church as “missionary” functions on earth as the People of God. The “presence” of the Church expresses both a transcendent reality, as well as a solidarity with all humanity. The Council Fathers and theologians had to research the meaning of the words “world” and “church,” and to take notice of some important concepts like “historicity,” “change,” “progress,” and “development” to understand the temporal realities of present society. All men are seen as “images of God,” and all creation is reevaluated in the light of Christ; however both men and creation are situated in the context of sin. Christ lives with us as our poor brother, but also as the “Lord” of all.

“Christian love” is able to be understood as a “testimony” of the true humanity of Christ in our modern world. So, Christians have to live according to the commandment of love revealed through Christ to make ours a more “human” world.

The fifth part of my article presents the main guidelines and the process which took place as the “Ariccia Draft” was drawn up.